

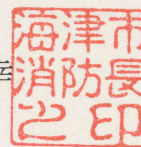


海津市消防本部告示第1号

海津市火災予防条例（平成17年海津市条例第145号）第42条の2第1項の規定に基づき、指定催しの要件を次のように定める。

平成27年1月30日

海津市消防本部消防長 吉田 一幸



大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するもので、露店等の数が100店舗以上出店する屋外の催しとする。